

20 浄化槽整備の推進

家庭からの生活排水の処理について、公共下水道などの集合処理になじまない地域は、浄化槽の整備が進められています。

令和元年度末における浄化槽の設置基数は110,705基となっています。

浄化槽は、小規模（処理対象人員500人以下）のものが多く、特に家庭に設置されている施設の中には維持管理が十分でないものも見受けられ、施設数の増加と相まって、放流水による公共用水域の水質汚濁等の問題が生じるおそれがあり、これを防止するために浄化槽の適正な維持管理等の実施について指導を行っています。

また、し尿と生活雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の普及推進を図っており、平成3年度にはこのた

めの県費補助制度を創設し、令和元年度には417基の整備に対して助成を行いました。

21 浄化槽法定検査

浄化槽管理者は、指定検査機関（一般社団法人青森県浄化槽検査センター）が行う使用開始3か月経過後の第7条検査及び年1回の第11条検査を受けることが義務付けられています。

平成30年度^{※1}の第7条検査の実施率は99.9%^{※2}（受検件数1,607件）、第11条検査の実施率は48.2%（受検件数50,939件）となっています。今後も法定検査の受検率の向上を図っていくこととしています。

※1 集計作業の都合により平成30年度の結果を記載している。
 ※2 第7条検査は、使用開始後3か月～8か月の間に行うため、年度を跨ぐことにより見かけの実施率が下がることがある。

第2節 優れた自然環境の保全とふれあいの推進

1 自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、優れた自然景観を有する自然公園として、十和田八幡平国立公園や三陸復興国立公園、下北半島国立公園、津軽国立公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の7か所が指定されています。

また、青森県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の9つの県自然環境保全地域、白萩平県開発規制地域等の4つの県開発規制地域及び愛宕山県緑地保全地域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。

さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、5つの国指定鳥獣保護区及び83の県指定鳥獣保護区を指定して保護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成4年7月に県立自然ふれあいセンターが開館して、より一層の充実強化が図られています。

平成5年12月には白神山地が世界遺産として登録され、本県の自然環境の素晴らしさが評価されました。

国（環境省）は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センター西目屋館を平成7年度から整備し、平成9年4月に開館しました。

県においても、これに併設する形で情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発が格段に推進されることとなりました。

平成25年度には、白神山地が世界遺産登録から20年目を迎え、記念事業を始めとする啓発活動などにより、白神山地の価値と魅力や地域文化などを広く紹介しました。

2 自然保護の基本方針

自然は、本来自らの損傷を復元し、浄化する能力を持っていますが、その限度を超えた破壊や汚染が進むと、自然の微妙な仕組みと調和は至るところで破られ、自然から受ける有形無形の恩恵が失われることとなります。

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、優れた自然の景勝地は、自然公園や自然環境保全地域等として、また、主要な鳥獣類の生息地及び渡来地は鳥獣保護区等として、保護・保全区域の指定をしてきたところです。

今後とも世界遺産である白神山地等の優れた自然の保護施策を進めていくこととしています。

3 自然環境の保全対策

(1) 自然環境保全地域等

ア 国自然環境保全地域の指定

白神山地は、面的な広がりをもつブナ天然林として優れた自然状態を保っていることから、平成4年7月10日、国の自然環境保全地域に指定されました。指定面積は、14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）となっています。

イ 県自然環境保全地域等の指定

青森県自然環境保全条例に基づき、優れた自然環境を保全することが特に必要な地域を県自然環境保全地域、また、県自然環境保全地域に準ずる良好な自然環境を有している地域等で、地域の開発を規制することにより自然環境の保全に努めるべき地域を県開発規制地域、さらに市街地又は集落地等において保全すべき緑地を県緑地保全地域として指定することとしています。令和元年度末におけるこ

れらの指定地域は、県自然環境保全地域が9地域、県開発規制地域が4地域、県緑地保全地域が10地域となっています（資料編表30）。

ウ 地域内の保全措置等

地域内の巡回、標識等の設置を行うとともに、白神山地世界遺産地域に白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、また、然ヶ岳県自然環境保全地域など9地域に自然保護指導員を各1名配置して、当該地域の保全に努めています。

(2) 自然公園

ア 自然公園の現況

本県は雄大な火山等からなる八甲田山岳地帯、変化に富む海岸地形の連なる種差海岸、西海岸及び下北半島西海岸地帯、そして複式カルデラ湖として全国的に有名な十和田湖等多種多様なすぐれた自然美を豊富に有し、全国的にも自然景観に恵まれた地域です。

表2-1-34 自然公園の概況

公園別	区分 公園別	指定 年月日	面積	保護規制別					普通 地域
				特別地域				計	
				特別保護地区	第1種	第2種	第3種		
国立公園	十和田八幡平 三陸復興 小計	S11.2.1 H25.5.24	38,358 2,423 40,781	9,903 - 9,903	7,373 68 7,441	8,693 149 8,842	8,675 2,156 10,831	34,644 2,373 37,017	3,714 50 3,764
国定公園	下北半島 津軽 小計	S43.7.22 S50.3.31	18,641 25,966 44,607	1,798 1,685 3,483	2,327 2,459 4,786	4,000 6,171 10,171	10,284 14,582 24,866	18,409 24,897 43,306	232 1,069 1,301
県立 自然公園	浅虫夏泊 大鱧ヶ関温泉郷 名久井岳 芦野池沼群 黒石温泉郷 岩木高原 津軽白神 小計	S28.6.10 S28.6.10 S31.10.25 S33.10.14 S33.10.14 S33.10.14 S56.7.7	4,964 6,730 1,076 612 5,100 2,587 5,341 26,410	- - - - - - - -	73 47 15 - 122 7 715 979	157 265 41 - 83 99 2,312 3,308	597 2,008 998 140 1,440 546 1,879 7,608	827 2,320 1,054 491 1,645 652 4,906 11,895	4,137 4,410 22 121 3,455 1,935 435 14,515
計			111,798	13,386	13,206	22,321	43,305	92,218	19,580

※十和田八幡平国立公園及び三陸復興国立公園の面積は、本県側の面積である。

資料：県自然保護課

自然公園の指定は、令和2年3月31日現在、国立公園2か所、国定公園2か所及び県立自然公園7か所が指定されています。その面積は111,798haで県土面積の11.6%を占めています。

令和2年3月31日現在における自然公園の概況は、表2-1-34のとおりです。

イ 自然公園の管理及び保護

(ア) 公園の管理等体制

国立公園の管理のために、環境省は東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所（十和田湖畔休屋地区）及び八戸自然保護官事務所（八戸市）

を設置しています。

県は、むつ市、鯉ヶ沢町にそれぞれ自然保護課駐在員を配置して下北半島、津軽国定公園、各県立自然公園の管理を行っています。

また、環境省は自然公園を保護し、利用の適正化を図るため自然公園指導員の制度を設けており、本県には48名が配置されています。

(イ) 公園内の行為規制

自然公園関係法規により、自然公園の景観を保護するため自然公園内にその保護の必要性に応じて特別地域及び特別保護地区を指定しており、この地

域及び地区内における工作物の新築、土石の採取等の風致景観を損なうおそれのある一定の行為には許可を要するほか、普通地域においても届出が必要となっています。令和元年度の許可等の処理件数は138件です（資料編表31）。

(ウ) 公園内の美化対策

国立公園内の主要利用地域において利用者が投棄するごみの処理対策として、一般社団法人十和田湖国立公園協会に委託して清掃事業を実施しました（資料編表32）。

国立公園については、関係市町村に委託して清掃事業を実施しました（資料編表32）。

(エ) 公園内の保護対策

高山植物の保護を図るために、盗掘防止合同パトロールを実施しました。

ウ 自然公園の公園計画の見直し

自然公園を取り巻く自然的・社会的条件の変化に対応するため、自然保護の強化を基調として公園計画の見直しを進めています。

(3) 自然保護の啓発

ア 啓発の基本方針

本県には美しい自然が豊かに現存していますが破壊された自然の復元は極めて困難とされています。

このため、県民一般の自然保護意識の高揚を図ることによって、自然の破壊を防止することは重要な意味を持っています。

昭和50年7月に告示した青森県自然環境保全基本方針は、「自然環境の保全について、県民の関心を高め、理解を深め、自然に対する愛情と公德心の育成を図るため」として、次の方策を掲げています。

(ア) 自然に親しむ県民運動の展開

(イ) 県民の森、野鳥の森、自然探勝道等の利用の促進

(ウ) 自然保護団体の育成指導

(エ) 各種広報媒体による趣旨の徹底

県は、この基本方針に基づき毎年諸行事を開催してきたところですが、広く県民に呼びかけ、各方面から多数の人々が参加できるよう配慮して実施することとしています。

イ 自然保護啓発拠点施設

(ア) 白神山地ビジターセンター

a 施設の概要

設置場所：中津軽郡西目屋村大字田代字神田
61-1

主たる施設

- ・大型映像施設：世界遺産白神山地の自然を広く映像により疑似体験してもらうもので、約200人を収容
- ・展示施設：人と自然との共生をテーマとして、ブナを中心とした自然環境とマタギの生活文化の紹介
- ・展示林：ブナを主体とした植物により白神山地を想起させる森林空間の創出

b 管理運営

青森県森林組合連合会（指定管理者）

c 体験による普及啓発等

白神山地ふれあい促進事業（主催行事）

- ・自然体験：白神山地のフィールドにおける自然観察会や、自然保護の考え方を育むための白神トレッキングの開催
- ・文化継承：白神山地の自然について、講義形式によるネイチャースクールの開催。さらに、白神山地の自然のパネル紹介による自然に対する理解を深めるためのネイチャークラフトの開催
- ・情報発信等：インターネットホームページによる白神山地の情報の発信。情報誌白神山地ビジターセンターだよりの発行

d 利用状況

年度	H24	25	26	27
入館者数	54,613	56,196	56,959	56,752
年度	28	29	30	R1
入館者数	49,271	55,534	50,623	47,355

（開館：平成10年10月24日）

ウ 奥入瀬溪流エコツアーリズムプロジェクト

奥入瀬溪流エコツアーリズムプロジェクトは、奥入瀬溪流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動を通して、環境保全の理解浸透を図り、奥入瀬溪流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的として、平成20年から官民一体となって展開しています。

令和元年度は、10月24日（木）～27日（日）の連続4日間、マイカー交通規制を実施しました。10月26日（土）、27日（日）の2日間は「奥入瀬溪流

エコロードフェスタ」を併催し、マイカー交通規制に合わせ、溪流ボランティアガイドウォーク等の活動を行いました。

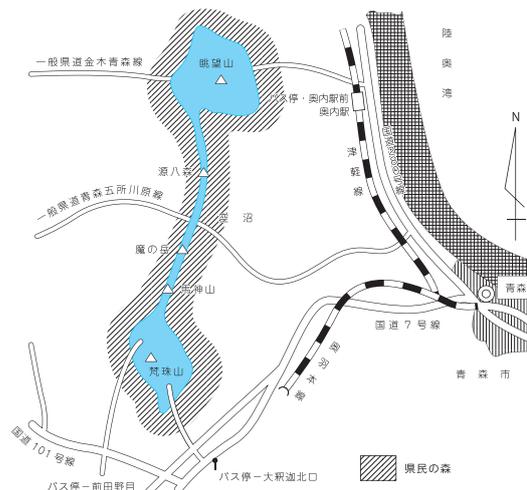
(4) 県民の森の管理等

ア 県民の森創設以来の動向

青森県民の森は、昭和43年に明治百年記念事業の一環として、県を代表するブナ林とヒバ林を保護し、永く後世に残し伝えるとともに、これを広く県民の保健休養施設として開放し、県民の資質の向上と郷土愛のかん養を図ることを目的に、梵珠山及び眺望山の一連の地帯に設定されたものです（図2-1-10）。土地所有別面積は表2-1-35のようになっており、当初から青森市浪岡大釈迦の梵珠山地区を県が、青森市内真部眺望山地区を青森森林管理署がそれぞれ管理運営しています。県が管理する梵珠山地区は、昭和48年度にビジターセンターの完成を待って県民の利用に開放しました。

以来現在に至るまで、山腹等崩壊箇所の修復工事や土砂流出防止対策等の安全確保に関する諸工事を実施する一方、登山道の整備やトイレ、あずまや、キャンプ場の設置等で利用者の利便を図ってきた結果、年間約5万人が訪れています。また、平成4年度県民の森梵珠山いきものふれあいの里整備事業により「県立自然ふれあいセンター」が設置され、「四季を通して自然ふれあいの機会提供による自然保護思想の普及」を目的として管理運営に当たっています。〔資料：表2-1-35から表2-1-37 県自然保護課〕

図2-1-10 県民の森周辺概略図



資料：県自然保護課

表2-1-35 県民の森土地所有面積

(単位：ha)

所有別	梵珠山地区	連絡地帯	眺望山地区	小計
国有林	234	237	896	1,367
県有林	201	0	0	201
民有林	105	0	0	105
計	540	237	896	1,673

イ 県民の森の概況

(ア) 県民の森梵珠山の自然環境

梵珠山地区は、日本海型ブナ天然林がその大半を占めており、多種多様な植物が生育するとともに、野生鳥獣の繁殖、採餌及び隠れ場となっています。

a 植物

山腹の肥沃な土壌には、ミズナラ・ブナ林が見られ、急峻で乾燥した尾根筋にはヒバ林が見られます。また、沢沿いには、トチノキ・サワグルミ林が、さらに湿地では、ミズバショウ、エゾハンノキの群落が見られます。早春には、ブナの林床一面に、カタクリ、キクザキイチソウが咲き乱れ、このほかにシロバナエンレイソウ、スミレサイシン、キバナアキギリ、ヒョウノセンカタバミ、サイハイランが確認されるなど、植生の多様なことを示しています。

b 鳥 類

梵珠山地区には、ベニマシコ、アトリ、ゴジュウカラ、シジュウカラ、ヒガラ、ツツドリ、カッコウ、アカゲラ、アオゲラ、コゲラ、アオバト、クロツグミ、アカハラ、トラツグミ、キレンジャク、ヤマドリ、アカショウビンなど多くの鳥類の生息が確認されており、この地区が安定した森林生態にあることを裏付けています。

c 哺 乳 類

梵珠山地区には、ニホンカモシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドイタチ、ヤマネ、トウホクノウサギ、ニホンリスなどの森林性の獣の代表的なものが生息しており、特にニホンカモシカの生息は注目に値します。

(イ) 施設等の概要

主たる施設は自然ふれあいセンターを中核とした表2-1-36のとおりです。これらの施設は、「四季を通して、自然とのふれあいの機会を提供し、自然保護思想の普及を図る拠点」と位置付け、センター事業や利用者による自主的な活動に活用されています(利用状況は表2-1-37のとおり)。

a 管理運営

青森県森林組合連合会(指定管理者)

b センター事業(主催行事等)

- ・自然体験事業：センター周辺における日曜観察会、体験学習や自然保護意識を育むための自然教室等の開催。
- ・文化継承事業：動植物等の写真展、自然に関する講演会・調査研究発表会、自然素材を使ったクラフト教室等の開催。

表2-1-36 県民の森の主要施設

名 称	規模等	備考
自然ふれあいセンター	木造平屋建 996.4m ²	
入山指導所	木造平屋建 25.9m ²	
東 屋	1棟、木造平屋建 12.3m ²	
休 憩 舎	1棟、木造平屋建 37.5m ²	
公 衆 便 所	2棟、木造 52.0m ²	
自 然 観 察 路	6,650m	4路線
避 難 小 屋	木造平屋建 13m ²	
駐 車 場	3,010m ²	2か所
車 庫	木造平屋建 50m ²	
キ ャ ン プ 場	1か所	

表2-1-37 利用状況(梵珠山地区)

年度	H24	25	26	27
入館者数	51,879	47,030	52,870	51,030
年度	28	29	30	R1
入館者数	50,880	50,950	49,390	49,500

第3節 森林の保全と活用

1 社会全体で支える森林整備の推進

二酸化炭素を吸収する森林は、地球温暖化の防止に重要な役割を担っていますが、その機能を十分に発揮させるためには、間伐などの森林整備を適切に実施することが重要です。しかし、木材価格が低迷している現状では、森林所有者の負担が多く、思うように進まない状況にあります。

このため、森林整備を社会全体で支える仕組みづくりに向けて、次の取組を行っています。

- ・県が経営する森林において、J-クレジット制度により発行したクレジットを企業等に販売し、得た収入で森林整備を進める取組を普及・推進します。
- ・企業が社会貢献の一環として行う森林整備活動を支援・推進するため、森林情報の提供や森づくりのアドバイス、森林所有者とのマッチングなどを行います。

2 間伐及び再造林の推進

青森県森林・林業基本方針の基本理念となっている緑豊かな森づくりと森林資源の循環利用を図るため、森林吸収源対策としての間伐の推進と、青い森再造林推進プランに基づいた再造林の取組を進めています。

間伐の推進では、これまで、列状間伐と林内路網整備のモデル林を設定、さらにモデル林を中心とした団地化、森林所有者の同意の集約に係る課題の解消に向けた説明会や個別訪問等の実施により、森林所有者の負担が少ない低コスト間伐の推進に取り組んできました。

また、再造林の推進では、作業の省力化につながるコンテナ苗の導入や、伐採や搬出までの一連の作業を連続して行う「一貫作業システム」の普及を図る林業事業者への研修会の実施、青い森づくり推進機構との連携による経費への助成などにより、再造林の推進に取り組んでいきます。

3 県産材の利用促進

間伐などで伐採された県産材を積極的に利用することは、「植える」→「育てる」→「収穫する」→「利用する」→「また植える」という、「森林の循環」をつくり、資源循環型社会の構築と地球温暖化防止に大きく貢献します。

このため、青森県森林・林業基本方針に基づき、次の取組により県産材の利用促進を行っています。

(1) 地産地消の推進

県産材の使用が、環境貢献につながることの一般消費者へのPRや、県内消費者向け地産地消情報誌の作成支援などの普及啓発活動を展開し、住宅建築への県産材の利用を促進します。

(2) 新規需要の開拓

県外の大手建材商社等の関係者と県内の製材事業とのマッチングを強化し、新規需要開拓を進めます。

4 松くい虫等被害対策

松くい虫やナラ枯れ被害は、被害の原因となるマツノザイセンチュウやナラ菌を、媒介昆虫であるマツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシが運ぶことによって広範囲にまん延することから、被害の拡大を防ぐため、被害木の徹底駆除とともに、監視体制の強化が重要です。

このため、県内全域において、監視員等による巡視活動やマツノマダラカミキリの生息調査、各種広報媒体を用いた枯死木等の情報提供の呼びかけや住民理解の醸成などに取り組み、被害木の早期発見に努めています。

また、被害が発生している地域においては、4月から6月までを「松くい虫被害防除対策強化期間」、9月を「ナラ枯れ被害調査強化月間」に設定し、地上からの目視と、デジタル航空写真や県防災ヘリコプターによる上空からの探査のほか、無人航空機ドローンを導入するなど、監視体制を強化しています。

今後も、これらの取組を継続しながら、発見した枯死木等については、伐倒・くん蒸処理を徹底することで、被害の拡大を最小限に食い止めることとしています。

第4節 里地里山や農地の保全と環境公共の推進

1 農地の保全

農地は、私たちに食料を供給する生産の場であるとともに、動植物が生息する場や自然の恵みにふれあえる体験学習の場となっているほか、緑や水辺がつくる心やすらぐ農村景観を形成するなど、重要な役割を果たしています。

一方、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、農地の荒廃や、農地が持つ様々な機能の低下が懸念されています。

このことから、「地域の農地は地域が守る」理念のもと、農地の持つ様々な機能を維持・保全していくため、集落単位での話し合いや意識啓発による農地の有効活用促進など、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を総合的に支援しています。

2 多面的機能の維持・発揮

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、平成26年度に創設された多面的機能支払制度を活用し、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動、水路・農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

地域では、次のような共同活動に取り組めます。

- ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽活動やため池の外來種駆除等の農村環境保全活動
- ・水路のひび割れ補修や農道の窪みの補修等の施設の長寿命化のための活動

3 環境にやさしい農業の推進

近年、環境保全に対する意識が高まっている中で、農業分野においても化学合成農薬や化学肥料の低減など、よ

り環境に配慮した生産方式への転換が求められています。

このため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学合成農薬や化学肥料の低減に一体的に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定しているほか、特別栽培農産物の認証や技術開発などにも幅広く取組み、「環境にやさしい農業」の普及を図っています。

また、平成29年3月には、「有機農業推進法」に基づく本県の推進計画と位置付けている『「日本一健康な土づくり」後期推進プラン』（平成24年2月策定）を見直し、令和3年度を目標とする第2期「日本一健康な土づくり」推進プランを策定し、健康な土づくりを基本とした「環境にやさしい農業」の一層の拡大に取り組んでいます。

また、県では、平成23年12月に「青森県バイオマス活用推進計画」を策定し、地産地消型の低コストな活用システムの構築に取り組んでいるほか、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保する「6次産業化」の視点等を取り入れながら地域循環システムづくりに取り組んでいます。

4 冬の農業の推進

冬の農業は、寒さや雪、バイオマスなど地域にある資源を積極的に活用して、安全で安心な農産物の生産や加工品づくりなどを行うことによって冬期間の働く場の確保や所得の向上を図る本県独自の施策です。

県では、栽培技術研修会や省エネ設備・資材の展示会の開催などに取り組んでいます。

県内では、無加温ハウスで、厳冬期にほうれんそう、こまつななどを寒さにあてることによって栄養価を高める寒じめ栽培や、温泉熱、木質バイオマス、ヒートポンプなどを活用した加温栽培によるミニトマトやいちご、アルストロメリア等の栽培が行われています。

5 グリーン・ツーリズムの推進

緑豊かな農山漁村に滞在し、自然、文化、そこに住む人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムへの関心が高まっています。

県では、グリーン・ツーリズムの推進に向け、関係団体と連携しながら、新鮮な農林水産物や美味しい郷土料理、伝統的な祭りなど魅力ある地域の資源を活用した、青森ならではの魅力的な体験メニューを開発するとともに、旅行エージェントや県内外の学校関係者等への誘客活動の強化や各受入団体間の連携による広域での受入れのほか、農林漁家民宿の確保、安全・安心やホスピタリティ（おもてなしの心）の向上に向けた研修会の開催などに取り組んでいます。

6 地域づくりの新しいかたち ～あおもり発！ 「環境公共」の推進～

県では、平成20年度より農林水産業や農山漁村の基盤づくりを通じて地域の環境を守る「環境公共」を推進しており、「環境公共」の基本的な考え方などを定めた「あおもり環境公共推進基本方針」に基づき、これまで県内20モデル地区での実践・検証で得られたノウハウや知見などを県内の他地区へ提供したほか、「全国環境公共セミナー」の開催などにより、その普及・定着に努めてきました。

平成21年度からは、「環境公共」の取組を全県に広げ、県内各地で各地区の環境公共推進協議会が主体となって、環境の保全・再生を図る活動が行われています。

【県内各地域での主な取組】

- ・ほ場整備を契機とした地域活性化の取組（藤崎町）
藤崎町の徳下地区では、かつてナマズが十川を遡上し、水田で産卵していましたが、幹線排水路の整備が進むにつれて、ナマズが棲める環境も少なくなってきました。
このため、福島徳下地区環境公共推進協議会では、ナマズとの共存を図る取組として、水田魚道を設置するとともに、本地区でのほ場整備に併せて、ナマズの生息が可能なビオトープを整備し、ナマズが生息する水田で育てた「なまず米」の生産に向けた取組を実施することで、地域農業の活性化を目指しています。
- ・水源林を育む森林整備の取組（田子町）
田子町の大黒森地区には町の上水道の水源があり、周囲地域の水源林の森林整備を進めました。
地元自治会や農林業関係者などから構成される地区環境公共推進協議会では、地元住民の方々や林業関係者を招いた育樹活動を行い、水源林を地域で守っています。
- ・水産生物の良好な生息環境を創出する取組
(中泊町、五所川原市、つがる市)
日本海北部地区では、藻場や魚礁漁場などを沿岸から沖合まで一体的に整備することで、水産生物の良好な生息環境を創出し、水産資源の増大と漁獲量の安定・向上を図っているところです。
整備した藻場は、魚介類の産卵場や稚魚の育成場となっているほか、繁茂した海藻は、光合成により海水中の二酸化炭素の吸収と酸素を供給するとともに、窒素やリン等の吸収などで、環境保全にも貢献しています。

第5節 野生動植物の保護・管理

1 鳥獣保護及び狩猟

(1) 鳥獣保護等の現状

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つで、豊かな自然環境を維持していく上で必要不可欠なものであるとされていますが、野生鳥獣の生息環境が改変され、その生息数が減少しているため、第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年度～令和3年度）に基づき鳥獣保護区等の指定、鳥獣保護施設の整備、鳥獣生息数等の調査及び狩猟の取締り等を進めています。

(2) 鳥獣保護区等の指定

① 鳥獣保護区

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の生息、繁殖に必要な施設を設けて鳥獣の保護と繁殖を図るために鳥獣保護区を指定していますが、令和元年度末現在、国指定の保護区が5か所60,470ha、県指定の保護区が83か所71,392haとなっています。また、保護区内でも鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区を特別保護地区として指定しており、令和元年度末現在で11か所、22,207haとなっています（表2-1-38）。

[資料：表2-1-38～表2-1-42 県自然保護課]

表2-1-38 鳥獣保護区等一覧

(令和2年3月31日現在)

区分	総数		目的による区分											
	箇所数	面積 ha	森林鳥獣		大規模生息		希少鳥獣		身近な鳥獣		集団渡来地		集団繁殖地	
			箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
国指定	5	60,470			2	50,301	2	5,651			1	4,518		
特別保護地区	3	20,656			1	19,366	2	1,290						
県指定	83	71,392	53	51,083			3	941	18	6,896	8	8,952	1	3,520
特別保護地区	8	1,551	6	1,539					1	10			1	2
計	88	131,862	53	51,083	2	50,301	5	6,592	18	6,896	9	13,470	1	3,520
特別保護地区	11	22,207	6	1,539	1	19,366	2	1,290	1	10			1	2

② 休猟区

一般狩猟野において、一定の期間（3年以内）鳥獣の捕獲を禁止することにより狩猟鳥獣の増殖を図る方策として休猟区を指定しており、令和元年度末現在27か所、44,711haとなっています（表2-1-39）。

表2-1-39 休猟区の指定状況

種別	箇所	面積 (ha)
設定年度		
平成29年度	10	15,919
平成30年度	7	12,137
令和元年度	10	16,655
計	27	44,711

③ 特定猟具使用禁止区域（銃）

銃による危険防止のため、学校所在地、農林漁業が恒常的に行われる場所、行楽等で多くの人が集まる場所等の周辺を対象に特定猟具使用禁止区域（銃）を指定しており、令和元年度末現在で64か所、26,881haとなっています。

④ 鉛散弾規制地域

鉛散弾による水鳥の中毒事故の防止を図る目的で、鉛散弾を使用する方法による狩猟鳥獣の捕獲を禁止する地域として、小川原湖鉛散弾規制地域を指定しています。

(3) 適正な狩猟行為の確保等

① 狩猟者登録証等交付

平成30年度末における狩猟免状及び狩猟者登録証交付の状況は、表2-1-40のとおり、それぞれ1,627人及び1,119人です。

表2-1-40 狩猟免状交付状況等

ア. 狩猟免状交付状況

(平成30年度末有効件数) (単位：人)

網	わな	第1種銃猟	第2種銃猟	計
74	418	1,122	13	1,627

イ. 平成30年度狩猟者登録証交付状況

(単位：人)

免状の種類	県内・外の別		
	県内者	県外者	計
網	12	0	12
わな	152	0	152
第1種銃猟	908	18	926
第2種銃猟	27	2	29
計	1,099	20	1,119

② 鳥獣捕獲

平成30年度における狩猟者登録を受けた者による鳥獣の捕獲状況は、鳥類6,869羽、獣類936頭です（表2-1-41）。

表2-1-41 狩猟者登録を受けた者による鳥獣捕獲状況(有害鳥獣捕獲を除く。)

(単位：羽)

鳥類	年度別				
	26	27	28	29	30
オスギジ	1,480	1,431	1,655	1,513	1,362
オスヤマドリ	1,001	963	950	921	652
カモ類	5,239	5,303	4,878	4,229	4,088
キジバト	85	78	95	81	49
シギ類	2	2	0	3	1
ヒヨドリ	249	217	215	189	139
スズメ類	200	215	158	98	62
ムクドリ	4	13	12	2	6
カラス類	1,038	1,404	1,102	447	500
その他	4	2	5	17	10
合計	9,302	9,628	9,070	7,500	6,869

(単位：頭)

年度別	26	27	28	29	30
クマ	6	13	12	9	8
キツネ	40	42	46	50	37
タヌキ	70	52	74	60	57
アナグマ	4	1	3	0	5
テン	26	45	22	21	21
ニホンジカ	4	7	7	25	20
オスイタチ	0	0	3	1	0
ノウサギ	1,614	1,321	912	732	781
その他	0	1	6	6	7
合計	1,764	1,482	1,085	904	936

③ キジの放鳥

主要な狩猟鳥であるキジの積極的な増殖を図ることを目的として、鳥獣保護区及び休猟区にキジの放鳥を続けていますが、令和元年度はキジ580羽を放鳥しました。

④ 狩猟事故防止対策

令和元年度は、狩猟事故の防止のために実技研修会の開催及び違反行為の取締りを実施したほか、狩猟免許試験等を実施しました。

なお、このほか鳥獣保護区の巡視等を行うため鳥獣保護管理員56名を配置しました。

(4) 下北半島ニホンザルの保護管理対策

下北半島のニホンザルは、世界最北限に生息するサルとして国の天然記念物に指定されていますが、近年、生息数の増加や生息域の拡大が進み、人的被害及び農作物被害を引き起こし、地域住民との軋轢が生じています。

このため、県は、人とサルの棲み分けと共生を目的として平成15年度に、下北半島ニホンザルの特定鳥獣保護管理計画、平成19年度には第2次特定鳥獣保護管理計画、平成23年度には第3次特定鳥獣保護管理計画（平成27年5月から第1次第二種特定鳥獣管理計画へ移行）平成28年度から第2次第二種特定鳥獣管理計画を策定し、市町村が実施する捕獲作業に向けたモニタリング調査や合意形成を図るための地元関係者等で構成される協議会などを開催しています。

(5) ツキノワグマの保護管理対策

ツキノワグマは本州で最大の野生哺乳類ですが、全国的に減少傾向にある上、下北半島に生息するものについては絶滅も心配されています。

一方で、平成28年度は県内での出没件数が過去最多となり、人的被害及び農作物被害が増加しました。

このため、ツキノワグマの生息数調査を実施するとともに被害防止に向けて、クマ被害にあわないためのマニュアル、被害防止のためのリーフレット及びクマ

出没状況を県のホームページに掲載するなど情報提供を行っています。

(6) カモシカの保護

カモシカは日本特有の動物で、北海道、中国を除く全国各地の山岳地帯に生息していますが、本県では比較的低山地帯にも生息しています。

カモシカは、かつて日本の狩猟獣として代表的なものであったため、一時は絶滅寸前の状態となりました。これを保護するため昭和9年5月に天然記念物に、さらに昭和30年2月に特別天然記念物に指定されています。

本県では、下北半島及び北奥羽山系の2つの保護地域が設定されており、生息状況等の調査を毎年実施しています。

(7) ニホンジカの管理対策

ニホンジカは全国で生息数を増加させており、各地で甚大な被害を引き起こしています。

本県では従来、ニホンジカは生息していないとされてきましたが、近年目撃が増加していることから、指定管理鳥獣の捕獲等推進事業として、第1次第二種特定鳥獣管理計画（第1次ニホンジカ）を策定し、捕獲等事業、各種モニタリング調査、狩猟者育成研修などを行っています。

(8) 鳥インフルエンザ対策

野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ発生に備え、対応マニュアルに基づき、野鳥の調査を行っています。主な調査内容として、死亡野鳥調査、糞便採取調査、鳥類生息状況調査を実施しています。令和元年度は2件死亡野鳥の個体検査を行い、結果は陰性でした。

(9) 有害鳥獣の捕獲

農林水産業に被害を与える鳥獣の捕獲については、農産物等の被害の状況などを見て、捕獲の数、方法、期間等が適切となるように配慮しつつ許可を与えるなどの指導をしています。

平成30年度の有害鳥獣捕獲による鳥獣捕獲数は、鳥類8,613羽、獣類575頭です（表2-1-42）。

表2-1-42 平成30年度有害鳥獣捕獲状況

種類	捕獲数(羽)	種類	捕獲数(頭)
アオサギ	17	ツキノワグマ	152
カルガモ	1,153	ニホンノウサギ	82
ムクドリ	32	ニホンザル	250
キジバト	133	アナグマ	38
カラス類	1,463	タヌキ	8
スズメ類	96	ハクビシン	33
トビ	14	アライグマ	6
ドバト	1	ニホンジカ	5
カワウ	68	ノネコ	1
ダイサギ	5		
ヒヨドリ	16		
キンクロハジロ	1		
クロガモ	1		
ゴイサギ	24		
スズガモ	118		
ハシブトガラス	3,055		
ハシボソガラス	2,301		
マガモ	115		
計	8,613	計	575

(10) 鳥獣関係施設

県内における野生鳥獣の関係施設としては、鳥獣保護センターがあります（資料編35）。

(11) 鳥獣関係天然記念物

県内における野生鳥獣について、特別天然記念物・天然記念物としてその種と生息地を指定しているものは、国の指定が12、県の指定が4あります（資料編表36）。

(12) 鳥獣関係調査

毎年1月に全国一斉に実施されるガンカモ科鳥類の生息調査にあわせて、その個体数について調査を行っています。

(13) 仏沼のラムサール条約登録

ラムサール条約とは、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」で、1975年12月21日に発効したものです。この条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、我が国では、1980年6月17日に北海道の釧路湿原が最初に登録され、現在では、三沢市の仏沼を含めて52か所が登録されています。

仏沼は、オオセッカをはじめ絶滅危惧種の野生鳥類が多数生息していることから、平成17年9月1日に国指定鳥獣保護区に指定され、更にオオセッカの生息に

重要な地域が特別保護地区に指定されています。このように生息地の保全が図られるとともに、平成17年11月8日にウガンダのカンパラで開催されたラムサール条約第9回締約国会議において、ラムサール条約の登録湿地に指定されています。

2 希少野生生物の保護

(1) 「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック」選定種の見直し

本県の豊かな自然環境の状況を示す指標である希少野生生物の現状を把握するとともに、種の希少性や保護の重要性についての普及啓発を図るために、平成12年3月に発行した「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック－」に掲載された選定種について、新規選定種の追加やランクの見直しを行い、その結果を「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」として取りまとめ令和2年3月に発行しました。

(2) 希少野生生物保護対策

レッドデータブック改定のため、レッドデータブック委員による現況調査（植物）を実施しました。

(3) 外来生物対策

近年、国内各地において外来生物の侵入・定着が顕著になっていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称：外来生物法）」が平成17年6月1日から施行されています。

こうした状況から、県は、本県における外来生物の侵入・定着状況を、平成16年度及び平成17年度の2年間で調査し、平成18年3月に公表しました。

第6節 世界自然遺産白神山地の保全と活用

1 白神山地の概要

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約130,000haに及ぶ広大な地域を指しており、我が国有数の規模を持つブナの天然林を主とする地域です。

また、この白神山地の青森県側の北西部には「津軽国定公園」が位置し、東部には「津軽白神県立自然公園」が、秋田県側の東部には「田代岳県立自然公園」が、南部には「秋田白神県立自然公園」が、そして西部には「八森岩館県立自然公園」が位置しています。

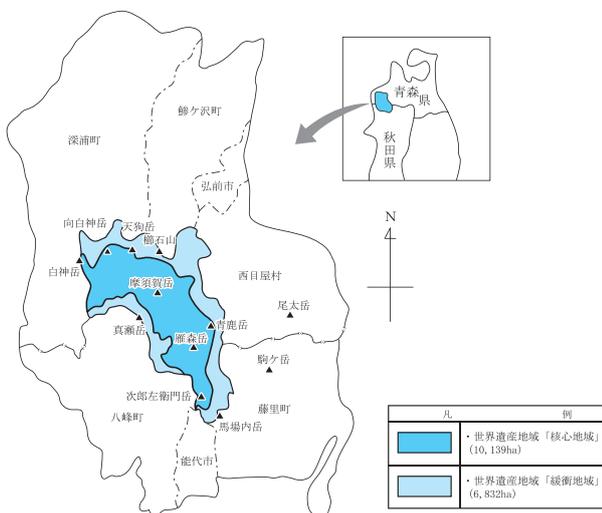
白神山地には、大川、赤石川、追良瀬川、笹内川、そして秋田県の粕毛川の源流部が集中し、人間の行為による影響をほとんど受けない、原生的なブナ天然林が広範囲にわたって分布しています。

白神山地のすぐれた自然環境は、学術的にも貴重であることから、そこに生息・生息している動植物の保護、保全についての社会的関心が高まり、平成4年7月10日に14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）が、国の自然環境保全地域に指定されました。

また、平成4年10月1日には、政府が白神山地の広大なブナ天然林とその生態系の価値を極めて重要であると評価し、我が国初の世界遺産登録候補地として、屋久島等と共にユネスコの世界遺産委員会に推薦しました。

推薦地域面積は、当初10,139haでしたが、世界遺産委員会事務局の提言により、我が国政府が、平成5年10月1日に16,971ha（青森県側12,627ha、秋田県側4,344ha）に推薦地域面積を拡大し、同年12月南米コロンビアで開催された第17回世界遺産委員会において、白神山地は、推薦地域面積の全部が世界遺産リストへ登録されました（図2-1-11 資料：県自然保護課）。

図2-1-11 白神山地の概要図



2 白神山地の動植物

ブナは、かつて東北地方の山地ばかりでなく低地を一面に覆っていましたが、今日では、白神山地が原生度の高いブナ林で覆われた東アジアで最大の地域となりました。

白神山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存し、ブナ林を背景とした豊富な動植物が生息し、自然の生態系をありのままの姿で見ることができます。

白神山地の植物種については、95科298属542種が確認されており、この中には、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、オガタチイチゴツナギ及びミツモリミミナグサをはじめ多数の貴重な植物が確認されています。

哺乳類の主なものとして、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョ、ニホンザル、ヒミズなどの生息が確認されていますが、小型哺乳類についてはさらに詳細な調査が必要です。また、鳥類84種、は虫類7種、両生類13種、昆虫類2,300種余りが知られています。これらのうち、特別天然記念物にカモシカ、天然記念物にヤマネ、クマゲラ、イヌワシが指定されています。中でも、キツツキ科のクマゲラは、本州での確認例も少なく、ブナ林と並んで白神山地の象徴的な存在となっています。

また、平成4年7月に新種のゴミムシが後の世界遺産地域の中から見つかりました。このことは、遺伝子プールとしての白神山地の価値の高さを示す一例といえ、今後とも昆虫を中心に、未だ確認されていない種が白神山地から発見されることが期待されています。

3 世界遺産(自然遺産)としての白神山地の意義

世界遺産(自然遺産)としての白神山地は、世界遺産条約に則って厳正に保護していくことが求められています。

世界遺産条約の本質は、「人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残していく」ことにあります。このため、白神山地の場合も、そのすぐれた自然を将来にわたって保護していくための基盤を整備して、将来の人類に対する現在の人類の貴重な責任を果たすことが求められています（資料編表34）。

本県にとって、白神山地が世界遺産に登録されたことは、次のような意義があったものと考えます。

第一には、本県が豊かな自然を有しているということが、国内外に広く認識されたことです。本県は、十和田湖や八甲田山及び岩木山、下北半島等のすぐれた自然を有していますが、国際的な水準による科学的な評価を受

けて次世代に引き継ぐべき特別な価値があると判断された白神山地の存在によって、本県の自然全体に対する評価が一層高まりに、県民にとってもその価値を再発見する好機会になったものと考えます。

第二には、世界遺産を有することに伴う、自然保護意識の高揚があります。

世界遺産の存在は、県民に誇りを与えるものですが、一方においては、我々に保護に対する責任を課すことにもなります。世界遺産登録に伴い、白神山地に対する県民の関心が高まっていますが、これによって自然を保護していくことの重要性が再認識され、自然保護意識の高まりと具体的な行動の展開が期待されます。

第三には、国による保護・保全事業の実施により、将来に向けた保護体制の整備や白神山地に係る科学研究の促進が期待されます。

世界遺産条約においては、締約国は、世界遺産登録がなされた遺産については、国が科学的、技術的、管理上、財務上の処置に努めることとされ、また、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用の際に必要な研修センターを設置するなどして、人々が遺産を正しく理解するよう努めなければならないとされています。

これら一連の国による措置や保全事業の実施は、白神山地を適切に保全し利用していくための基盤の形成にとって不可欠であり、その促進が期待されています。

また、県としても、平成13年10月には秋田県とともに「世界遺産白神山地憲章」を制定したほか、平成17年10月には「第2回世界自然遺産会議」を弘前市などにおいて開催するなど、多様な生命の環が広がる森林の大切さと森林文化の啓発に努めています。

4 保全対策

県は、白神山地の自然環境の保全及び利用の基本的方針と、これを実現するための基本的な方策を明らかにする「白神山地保全・利用基本計画」を平成6年3月に作成し、その後、白神山地の保護管理体制等の充実や白神山地への来訪者の増加等、白神山地を取り巻く状況が変化したこと等から、遺産地域及びその周辺での適切な利用と保全のあり方についての検討を行い、平成19年1月に「白神山地保全・利用基本構想」を策定しました。

また、平成25年10月にはこれまでの「白神山地世界遺産地域管理計画」（平成7年11月に国（環境省・文化庁・林野庁）が策定）を、国及び秋田県とともに改定し、関係市町村、NPO等と連携しながら、現状の自然環境及び生態系を将来にわたって保全するため、科学的知見やモニタリング結果等をふまえた、順応的な管理をすすめることとしています。

県でも当該計画に基づいて、次のような取組を行っています。

(1) 白神山地巡視活動の実施

白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、入山者に対するマナー向上や自然保護意識の普及啓発を図っています。

(2) 自然観察歩道等維持管理事業の実施

白神山地遺産地域周辺の自然観察歩道の安全性及び利便性を確保するため、緊急度に応じて順次補修等を行っています。

(3) エコツーリズム推進事業の実施

世界遺産白神山地の保全と持続可能な利用を図るため、遺産地域周辺における自然を生かしたエコツーリズム推進のため取組を行っています。

その他、平成25年10月にはこれまでの「白神山地遺産地域管理計画」（平成7年11月に国（環境省・文化庁・林野庁）が策定）を、国及び秋田県とともに改定し、関係市町村、NPO等と連携しながら、現状の自然環境及び生態系を将来にわたって保全するため、科学的知見やモニタリング結果等をふまえた、順応的な管理をすすめることとしています。

第7節 温泉の保全

1 温泉の現況

本県の温泉は、源泉総数においては、平成30年度末で1,081源泉、総ゆる出量は147,259ℓ/分となっています。

なお、平成30年度末における源泉総数は全国第6位、温泉利用公衆浴場数は全国第7位、総ゆる出量は全国第4位となっており、本県は全国でも屈指の温泉県となっています。

また、総ゆる出量に占める動力泉の比率は、平成30年度末で91.9%となっており、自噴泉の比率は小さい状況です。

利用面においては、これまでの保健休養、観光的利用

に加え、最近では、公衆浴場、介護老人保健施設等と多様化してきており、年々その需要が増加しつつあります。

また、環境省は硫化水素による事故の防止や利用者の安全確保を図るために、平成29年9月に「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」を改正しました。

2 温泉法に基づく許可状況

令和元年度の温泉法に基づく許可件数（温泉掘削・増掘・動力装置・利用）は、61件となっています（表2-1-43）。

表2-1-43 温泉掘削・増掘・動力装置・利用許可件数

年 度	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
掘 削	14	4	14	7	9	11	5	13	11	6	9	4
増 掘	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
動 力 装 置	14	17	13	21	12	13	7	8	11	5	4	9
利 用	126	86	60	143	67	100	61	60	50	21	28	48
計	154	107	87	173	88	124	73	81	72	33	41	61

資料：県自然保護課